

# 各種団体（自治会・町内会等）への補助金一覧

市では、地域の活性化のために各種団体（自治会・町内会等）に補助金を交付しています。

下記の補助金一覧を参考に、積極的にご活用ください。  
なお、補助金の申請に関しては、以下の注意事項に注意し、詳細は担当課に必ずご相談ください。

## 〈補助金申請にあたっての注意事項〉

- 補助金は市の予算の範囲内の交付にはいります。
- 補助金の一覧には、主なものを掲載しており、すべての補助制度を記載しているわけではありません。
- 各補助制度については、担当課にお問い合わせください。
- 申請時期については、あくまでも目安になります。
- 内容については、令和2年9月末現在のものとなります。最新の情報は、担当課にお問い合わせください。

## 各種団体(自治会・町内会等)への補助金一覧

### ～ 地域活動に役立つ主な補助制度 ～

鎌倉市役所 丑(代) 23-3000

補助制度等	制度内容・対象となる活動	問い合わせ先
公会堂等建築改良工事費補助金	公会堂等の建築又は改良に係る工事に対する費用の補助する。	地域のつながり課 内線(2311)
公会堂等賃借料補助金	地域住民が自治会活動のため、活動の拠点として広く利用している公会堂等について、その賃借料に対し、補助金を交付する	地域のつながり課 内線(2311)
自治町内会総連合会事業費補助金	市内5地区町内会連合会相互の連絡協議により、地域社会の振興・発展を図ることを目的とする	地域のつながり課 内線(2311)
自治組織連合会事業費補助金	市内の5地区の自治組織連合会に対して、その活動を支援することを目的にする	地域のつながり課 内線(2311)
鎌倉市自主防災組織連合会補助金	自主防災連合組織に対して、その防災活動事業を支援することを目的とする	総合防災課 内線(2614)
鎌倉市自主防災活動育成費補助金	市内の自主防災組織が行う活動の育成及び防災資機材等の設置等に係る補助金の交付	総合防災課 内線(2614)
防犯灯維持費補助金	市内の住民組織が維持管理している防犯灯の電気料等の維持費を補助し、地域の防犯活動を支援する	市民安全課 内線(2954)
防犯灯設置・改造費補助金	防犯灯の新規設置や改造・補修に要する経費の一部を補助する	市民安全課 内線(2954)
地域防犯カメラ設置費補助事業	自治会・町内会などの自主防犯活動団体が地域防犯カメラを新規に設置する際に要する経費の一部を補助する	市民安全課 内線(2954)
青少年指導員連絡協議会補助金	青少年健全育成等推進のためのイベント等の開催	青少年課 内線(2463)
子ども会補助金	市内の子ども会に対し運営費の一部を助成することにより、子ども会活動の向上と子どもの健全育成を図る。	青少年課 内線(2464)
老人クラブ運営費補助金	老人クラブ会員の各種レクリエーション活動、研修会、地域社会活動等	高齢者いきいき課 内線(2467)
鎌倉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金	介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体サービスを行う団体に対する補助金	高齢者いきいき課 内線(2467)
鎌倉市地域介護予防活動支援事業補助金	住民主体による高齢者介護予防・健康づくりの取組みを推進していくことを目的とする。	高齢者いきいき課 内線(2467)
廃棄物減量化等推進員謝礼金	ごみの発生抑制や減量化・資源化、適正排出の推進及び指導、不法投棄の防止等の活動。	ごみ減量対策課 内線(2630)

3R推進事業奨励金	自治・町内会がごみの減量化及び資源化の推進に協力し、循環型社会の形成を推進することを目的とする。	ごみ減量対策課 内線（2345）
リユース食器利用費補助金	祭りなどのイベントの際、リユース食器を利用することに對しその費用の一部を補助する。	ごみ減量対策課 内線（2630）
鎌倉市まち美化活動奨励金	月1回の統一クリーンデー等における地域での清掃活動	環境保全課 内線（2782）
鎌倉市まち美化推進員報償	クリーンアップかまくら等の啓発事業への参加	環境保全課 内線（2782）
美化運動用消耗品	アダプト団体が清掃活動を実施する際に使用する用具等の準備を支援	環境保全課 内線（2782）
公園愛護会等報償費	市内街区公園等の維持管理活動。	公園課 内線（2444）
街路樹愛護会育成事業	市内街路樹の保護・育成等を通した愛護思想の普及。	公園課 内線（2444）

補助金・事業名	公会堂等建築改良工事費補助金
対象となる活動・事業内容	自治会、町内会等の住民組織が当該住民の集会等に利用する所有し、当該住民の集会等に利用する公会堂等の建築又は改良に係る工事に対する費用の補助
補助割合・上限・内訳等	当該建築改良工事に要する費用の額が100,000円以上のもの。10,000,000円を超えない範囲内で、現に建築改良工事に要した費用の額から要綱第5条に掲げるものを控除した額に1／2を乗じて得た額以内。
申請時期	随時(補助対象となる事業は、原則として、事業実施年度の前年度5～6月ころに行う要望調査にお答えいただき、予算確保できたものとなります。)
担当課	地域のつながり課 内線(2311)

補助金・事業名	公会堂等賃借料補助金
対象となる活動・事業内容	公会堂等用地としての土地を有償で借地していることや公会堂等としての建物を有償で借家していることが対象で、自治会町内会等が負担する経費の一部を補助金として交付する。
補助割合・上限・内訳等	土地賃借料及び建物賃借料に対する当該年度に負担する賃借料に相当する額。ただし、対象の土地や建物の固定資産税及び都市計画税相当額が上限。
申請時期	随時(事前協議を実施し、予算確保ができたもの)
担当課	地域のつながり課 内線(2311)

補助金・事業名	自治町内会総連合会事業費補助金
対象となる活動・事業内容	市内5地区町内会連合会相互の連絡協議により、地域社会の振興・発展を図ることを目的とする。
補助割合・上限・内訳等	
申請時期	
担当課	地域のつながり課 内線(2311)

補助金・事業名	自治組織連合会事業費補助金
対象となる活動・事業内容	自治組織内の親睦や相互の連絡協議を行い、地区の活性化を図っている市内の5地区の自治組織連合会に対して、その活動を支援することを目的とする。
補助割合・上限・内訳等	毎年、5地区の連合会に、連合会に加入している世帯数に応じて補助金を交付。 世帯割=1世帯9円、均等割=40,000円(当該年度の前年度からの繰越金が、算出された補助金の額を超えた場合、均等割額は20,000円)
申請時期	補助金交付年度の前年度(6月現在)の世帯数が基準となる。
担当課	地域のつながり課 内線(2311)

補助金・事業名	鎌倉市自主防災組織連合会補助金
対象となる活動・事業内容	大規模地震等の災害発生時に備え、市内にある自主防災組織を連合化した組織である鎌倉市自主防災組織連合会が、各自主防災組織の相互応援体制や協力体制の確立を図り、災害時における被害の軽減や未然防止に努めるため、補助金を交付して、その防災活動事業を支援するもの。
補助割合・上限・内訳等	鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱に基づき、事業費予算額の1／3以内。
申請時期	隨時
担当課	総合防災課 内線(2614)

補助金・事業名	鎌倉市自主防災活動育成費補助金
対象となる活動・事業内容	市内の自主防災組織(町内会又は自治会その他これに準ずる団体がその地域の防災対策確立のために自主的に設けた組織)が行う活動の育成及び防災資機材等の設置等に係る補助金の交付
補助割合・上限・内訳等	上記自主防災組織が行う普及・啓発活動又は防災資機材等の設置に要する経費の1/2以内。同一自主防災組織に対する1会計年度における補助金の額は、100万円を限度とする。 ※対象となる事業は要綱をご参照ください
申請時期	随时(補助対象となる事業は、原則として、事業実施年度の前年度12月頃に行う要望調査にお答えいただき、予算確保できたものとなります。)
担当課	総合防災課 内線(2614)

補助金・事業名	防犯灯維持費補助金
対象となる活動・事業内容	市内の住民組織が維持管理し、犯罪や事故の防止のために終夜点灯する防犯灯の電気料等の維持費を補助し、地域の防犯活動を支援する。
補助割合・上限・内訳等	9月1日現在設置されている防犯灯1灯につき、次の額の合計額を交付します。 (1)9月の電気料金(調書に記載)×12か月分 (2)800円(管球等の維持費)ただし、平成24年1月1日以降に設置したLED型については対象外。
申請時期	毎年11月末
担当課	市民安全課 内線(2954)

補助金・事業名	防犯灯設置・改造費補助金
対象となる活動・事業内容	犯罪や事故の防止のために終夜点灯する防犯灯の新規設置や改造・補修について、その負担の軽減を図るため、設置費及び改造費の一部を補助する。
補助割合・上限・内訳等	防犯灯の設置又は改造の工事1件につき、次の額を交付します。 ○設置に要した経費の1／2の額(ただし、年間25,000円を上限とします。) ○改造に要した経費の1／2の額(ただし、従来型については年間12,000円、LED型については年間20,000円を上限とします。)
申請時期	毎年2月末
担当課	市民安全課 内線(2954)

補助金・事業名	地域防犯カメラ設置費補助事業
対象となる活動・事業内容	安全安心まちづくりの推進に向けた地域の自主的な取組みを支援するため、自治・町内会などの自主防犯活動団体が地域防犯カメラを新規に設置する際に要する経費の一部を補助する。
補助割合・上限・内訳等	防犯カメラ1台につき、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)と、270,000円のいずれか低い額。
申請時期	神奈川県より示された申請期限に基づき、毎年度市が定める
担当課	市民安全課 内線(2954)

補助金・事業名	青少年指導員連絡協議会補助金
対象となる活動・事業内容	青少年健全育成等推進のためのイベント等の開催
補助割合・上限・内訳等	事業に要する費用を100%補助。(鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱第6条第1項アおよび財務事務方針第5号による)
申請時期	交付を受けようとする年度の4月から5月頃までの間に事業計画書と予算書を市長に提出する。
担当課	青少年課 内線(2463)

補助金・事業名	子ども会補助金
対象となる活動・事業内容	市内の子ども会に対し運営費の一部を助成することにより、子ども会活動の向上と子どもの健全育成を図る
補助割合・上限・内訳等	団体運営費子ども会1団体あたり5,000円、人数割り補助・小学生1名あたり100円
申請時期	交付を受けようとする年度の4月から5月末日までの間に事業計画書と予算書を市長に提出する。
担当課	青少年課 内線(2463)

補助金・事業名	老人クラブ運営費補助金
対象となる活動・事業内容	老人クラブ会員の各種レクリエーション活動、研修会、地域社会活動等。
補助割合・上限・内訳等	<p><b>【補助割合・上限】</b>            会員数90名以上 = 84,000円、60名～89名 = 72,000円、30名～59名 = 60,000円、            20名～29名 = 46,560円  <b>【内訳】</b>            84,000円(6クラブ) 72,000円(16クラブ) 60,000円(49クラブ) 46,560円(2クラブ)</p>
申請時期	年度当初
担当課	高齢者いきいき課 内線(2467)

補助金・事業名	鎌倉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金
対象となる活動・事業内容	高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体によるサービスを行う団体に対する補助金の交付
補助割合・上限・内訳等	要支援者等を含む利用者に対し、趣味活動、交流、会食、体操等を行う通いの場を提供する事業、または掃除、洗濯、買い物等の生活支援サービスを提供する事業。
申請時期	上半期(4月から9月まで)又は下半期(10月から3月まで)。ただし、期間途中に活動を開始する場合は、活動期間を活動開始月からとする。
担当課	高齢者いきいき課 内線(2467)

補助金・事業名	鎌倉市地域介護予防活動支援事業補助金
対象となる活動・事業内容	住民主体による高齢者の介護予防・健康づくりの取組みを推進していくことを目的として、自主的に介護予防・健康づくりのための活動を行う団体に対する補助金の交付
補助割合・上限・内訳等	会場使用料、指導者謝礼、消耗品費用等に対し、月額上限10,000円を補助。
申請時期	上半期(4月から9月まで)又は下半期(10月から3月まで)。ただし、期間途中に活動を開始する場合は、活動期間を活動開始月からとする。
担当課	高齢者いきいき課 内線(2467)

補助金・事業名	廃棄物減量化等推進員謝礼金
対象となる活動・事業内容	市長から委嘱を受け、ごみの発生抑制や減量化・資源化、適正排出の推進及び指導、不法投棄の防止等の活動に協力していただいている。
補助割合・上限・内訳等	1人／5,000円
申請時期	報償費は、任期最終日(3月31日)に在職している推進員に、1年分を当該任期の終了後に支払う。
担当課	ごみ減量対策課 内線(2630)

補助金・事業名	3R推進事業奨励金
対象となる活動・事業内容	自治・町内会がごみの減量化及び資源化の推進に協力し、循環型社会の形成を推進することを目的とする。
補助割合・上限・内訳等	200世帯以下10,000円 以降200世帯ごとに10,000円加算 上限120,000円 事業実施回数割 1回当たり3,000円 最低2回 上限4回
申請時期	5～6月に計画書を提出、翌3月頃に報告書の提出にて申請。確定次第支払う。
担当課	ごみ減量対策課 内線(2345)

補助金・事業名	リユース食器利用費補助金
対象となる活動・事業内容	祭りなどのイベントの際、リユース食器を利用することに対しその費用の一部を補助することで、イベントでのごみの発生抑制、参加者へのリユース意識の普及啓発につなげるもの。
補助割合・上限・内訳等	利用費の1/2(上限5万円)まで補助
申請時期	イベント開催2週間前までに申請
担当課	ごみ減量対策課 内線(2630)

補助金・事業名	鎌倉市まち美化活動奨励金
対象となる活動・事業内容	月1回の統一クリーンデー等における地域での清掃活動
補助割合・上限・内訳等	所属世帯数と活動実施回数により積算。活動実施回数は12回を上限とする。
申請時期	毎年5月31日までに申請、3月15日までに実績報告。
担当課	環境保全課 内線(2782)

補助金・事業名	鎌倉市まち美化推進員報償
対象となる活動・事業内容	クリーンアップかまくら等の啓発事業への参加
補助割合・上限・内訳等	支払い対象者21名。年額10,000円／人。
申請時期	申請なし。年度末(第3回推進員会議終了後)に支払い。
担当課	環境保全課 内線(2782)

補助金・事業名	美化運動用消耗品
対象となる活動・事業内容	アダプト団体が清掃活動を実施する際に使用する用具等の準備を支援
補助割合・上限・内訳等	団体から希望のあった消耗品を市で購入して現物支給している。
申請時期	随時
担当課	環境保全課 内線(2782)

補助金・事業名	公園愛護会等報償費
対象となる活動・事業内容	市内街区公園等の維持管理活動。
補助割合・上限・内訳等	公園面積に応じた額。(上限は、45,000円/年)
申請時期	毎年度8月及び2月に報告書提出が完了したのち、9月及び3月に分割交付。
担当課	公園課 内線(2444)

補助金・事業名	街路樹愛護会育成事業
対象となる活動・事業内容	市内街路樹の保護・育成等を通した愛護思想の普及。
補助割合・上限・内訳等	植樹枠総面積に応じた額。(上限は、65,000円/年)
申請時期	毎年度3月20日までに活動報告書提出し、その後速やかに交付。
担当課	公園課 内線(2444)